

第1章 総則

(名称)

第1条 この会は愛知らんどという。

(事務所)

第2条 この会は、主たる事務所を愛知県名古屋市に置く。

第2章 目的及び事業

(目的)

第3条 本会は生涯学習に繋がる活動を行い、持って広く県民の生涯学習の推進と心身の健全なる発達に寄与することを目的とする。

(特定非営利活動の種類)

第4条 この会は、前条の目的を達成するため、次に掲げる種類の特定非営利活動を行う。

- (1) 社会教育の推進を図る活動
- (2) 子どもの健全育成を図る活動
- (3) 学術、文化、芸術又はスポーツの振興を図る活動
- (4) 環境の保全を図る活動
- (5) まちづくりの推進を図る活動
- (6) 保健、医療又は福祉の増進を図る活動
- (7) 災害救援活動
- (8) 地域安全活動
- (9) 人権の擁護又は平和の推進を図る活動
- (10) 国際協力の活動
- (11) 男女共同参画社会の形成の促進を図る活動
- (12) 前各号に掲げる活動を行う団体の運営又は活動に関する連絡、助言又は援助の活動

(事業)

第5条 この会は、第3条の目的を達成するため、特定非営利活動に係る次に掲げる事業を行う。

- (1) 青少年の体験活動の推進及び健全育成に関する事業
- (2) 子育てをしている人、また子育ての支援に関わる人や団体等を支援する事業
- (3) 高齢者・成人等の生涯学習活動支援に関する事業
- (4) 生涯学習の普及啓発に関する事業
- (5) その他、この会の目的を達成するために必要な事業

第3章 会員

(種別)

第6条 この会の会員は、次の2種とする。

- (1) 正会員 この会の目的に賛同して入会した個人及び団体
- (2) 賛助会員 この会の事業を賛助する目的で入会した個人及び団体

(入会)

第7条 会員の入会については、特に条件を定めない。

2 会員として入会しようとするものは、会長が別に定める入会申込書により、会長に申し込むものとし、会長は、正当な理由がない限り、入会を認めなければならない。

3 会長は、前項のもの入会を認めないときは、速やかに、本人にその旨を通知しなければならない。

(入会金及び会費)

第8条 会員は、総会において別に定める入会金、及び会費を納入しなければならない。

(会員の資格の喪失)

第9条 会員は、次の各号の一に該当するに至ったときは、その資格を喪失する。

- (1) 退会届の提出をしたとき。
- (2) 本人が死亡し、又は会員である団体が消滅したとき。
- (3) 継続して3年以上会費を滞納したとき。
- (4) 除名されたとき。

(退会)

第10条 会員は、会長が別に定める退会届を会長に提出して、任意に退会することができる。

(除名)

第11条 会員が次の各号の一に該当するに至ったときは、総会の議決により、これを除名することができる。この場合、その会員に対し、議決の前に弁明の機会を与えなければならない。

- (1) この定款等に違反したとき。
- (2) この会の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。

(抛出金品の不返還)

第12条 既納の入会金、会費及びその他の抛出金品は、返還しない。

第4章 役員及び職員

(種別及び定数)

第13条 この会に、次の役員を置く。

- (1) 会長 1人
- (2) 副会長 1人
- (3) 会計 1人

(選任等)

第14条 会長、副会長、会計は、総会において選任する。

2 会計は、会長を兼ねることができない。

(職務)

第15条 会長は、この会を代表し、その業務を総理する。

2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代行する。

3 役員は、役員会を構成し、この定款の定め及び役員会の議決に基づき、この会の業務を執行する。

(任期等)

第16条 役員任期は、1年とする。ただし、再任を妨げない。

2 補欠のため、又は増員によって就任した役員任期は、それぞれの前任者又は現任者の任期の残存期間とする。

3 役員は、辞任又は任期満了後においても、後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。

(解任)

第17条 役員が次の各号の一に該当するに至ったときは、総会の議決により、これを解任することができる。この場合、その役員に対し、議決の前に弁明の機会を与えなければならない。

- (1) 心身の故障のため、職務の執行に堪えないと認められるとき。
- (2) 職務上の義務違反その他役員たるにふさわしくない行為があったとき。

(報酬等)

第18条 役員は、その総数の3分の1以下の範囲内で報酬を受けることができる。

2 役員には、その職務を執行するために要した費用を弁償することができる。

3 前2項に関し必要な事項は、総会の議決を経て、会長が別に定める。

第5章 総会

(種別)

第19条 この会の総会は、通常総会及び臨時総会の2種とする。

(構成)

第20条 総会は、正会員をもって構成する。

(権能)

第21条 総会は、以下の事項について議決する。

- (1) 定款の変更
- (2) 解散
- (3) 事業計画及び収支予算並びにその変更
- (4) 事業報告及び収支決算
- (5) 役員の選任又は解任、職務及び報酬
- (6) 入会金及び会費の額
- (7) 借入金(その事業年度内の収入をもって償還する短期借入金は除く。第50条において同じ。)その他新たな義務の負担及び権利の放棄
- (8) 運営に関する重要事項

(開催)

第22条 通常総会は、毎年1回開催する。

2 臨時総会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。

- (1) 役員会が必要と認め招集の請求をしたとき。
- (2) 正会員総数の5分の1以上から会議の目的である事項を記載した書面をもって招集の請求があったとき。

(招集)

第23条 総会は、会長が招集する。

2 会長は、前条第2項第1号及び第2号の規定による請求があったときは、その日から30日以内に臨時総会を招集しなければならない。

3 総会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を、少なくとも3日前までに通知しなければならない。

(議長)

第24条 総会の議長は、その総会において、出席した正会員の中から選出する。

(定足数)

第25条 総会は、正会員総数の3分の1以上の出席がなければ開会することができない。

(議決)

第26条 総会における議決事項は、第23条第3項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。

2 総会の議事は、この定款に規定するもののほか、出席した正会員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(表決権等)

第27条 各正会員の表決権は、平等なるものとする。

2 やむを得ない理由のため総会に出席できない正会員は、あらかじめ通知された事項について書面をもって表決し、又は他の正会員を代理人として表決を委任することができる。

3 前項の規定により表決した正会員は、第25条、第26条、第28条第1項及び第47条の適用については、総会に出席したものとみなす。

4 総会の議決について、特別の利害関係を有する正会員は、その議事の議決に加わることができない。

(議事録)

第28条 総会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

(1) 日時及び場所

(2) 正会員総数及び出席者数(書面表決者又は表決委任者がある場合にあっては、その数を付記すること。)

(3) 審議事項

(4) 議事の経過の概要及び議決の結果

(5) 議事録署名人の選任に関する事項

2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人1人以上が署名しなければならない。

第6章 役員会

(構成)

第29条 役員会は、役員をもって構成する。

(権能)

第30条 役員会は、この定款に定めるもののほか、次の事項を議決する。

- (1) 総会に付議すべき事項
- (2) 総会の議決した事項の執行に関する事項
- (3) その他総会の議決を要しない会務の執行に関する事項

(開催)

第31条 役員会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。

- (1) 会長が必要と認めたとき。
- (2) 役員数の3分の1以上から会議の目的である事項を記載した書面をもって招集の請求があったとき。

(招集)

第32条 役員会は、会長が招集する。

2 会長は、前条第2号の規定による請求があったときは、その日から30日以内に理事会を招集しなければならない。

3 役員会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を、少なくとも3日前までに通知しなければならない。

(議長)

第33条 役員会の議長は、会長がこれに当たる。

(議決)

第34条 役員会における議決事項は、第32条第3項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。

2 役員会の議事は、出席した役員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(表決権等)

第35条 各役員表決権は、平等なるものとする。

2 やむを得ない理由のため役員会に出席できない役員は、あらかじめ通知された事項について書面をもって表決することができる。

3 前項の規定により表決した役員は、前条第2項及び次条第1項の適用について、役員会に出席したものとみなす。

4 役員会の議決について、特別の利害関係を有する役員は、その議事の議決に加わることができない。

(議事録)

第36条 役員会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 日時及び場所
- (2) 役員総数、出席者数及び出席者氏名(書面表決者にあつては、その旨を付記すること。)
- (3) 審議事項
- (4) 議事の経過の概要及び議決の結果
- (5) 議事録署名人1人以上の選任に関する事項

2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人1人以上が署名、押印しなければならない。

第7章 資産及び会計

(資産の構成)

第37条 この会の資産は、次の各号に掲げるものをもって構成する。

- (1) 設立当初の財産目録に記載された財産
- (2) 入会金及び会費
- (3) 寄付金品
- (4) 財産から生ずる収入
- (5) 事業に伴う収入
- (6) その他の収入

(資産の管理)

第38条 この会の資産は、会長が管理し、その方法は、総会の議決を経て、会長が別に定める。

(会計の原則)

第39条 会の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月末日に終わる。

(会計及び資産帳簿の整備)

第40条 会は、会の収入、支出及び資産を明らかにするために、会計及び資産に関する帳簿を整備する。

2. 会は、正会員が帳簿の閲覧を請求したときは、事務処理に著しい支障が生じるなど正当な理由がない限り、帳簿を閲覧させなければならない。

(事業計画及び予算)

第41条 この会の事業計画及びこれに伴う収支予算は、会長が作成し、総会の議決を経な

ければならない。

(暫定予算)

第42条 前条の規定にかかわらず、やむを得ない理由により予算が成立しないときは、会長は、役員会の議決を経て、予算成立の日まで前事業年度の予算に準じ収入支出することができる。

2 前項の収入支出は、新たに成立した予算の収入支出とみなす。

(予備費の設定及び使用)

第43条 予算超過又は予算外の支出に充てるため、予算中に予備費を設けることができる。

2 予備費を使用するときは、役員会の議決を経なければならない。

(予算の追加及び更正)

第44条 予算の議決後、やむを得ない事由が生じたときは、総会の議決を経て、既定予算の追加又は更正をすることができる。

(事業報告及び決算)

第45条 この会の事業報告書、収支計算書、貸借対照表及び財産目録等の決算に関する書類は、毎事業年度終了後、速やかに、会長が作成しなければならない。

2 決算上剰余金を生じたときは、次事業年度に繰り越すものとする。

(事業年度)

第46条 この会の事業年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

(臨機の措置)

第47条 予算をもって定めるもののほか、借入金の借入れその他新たな義務の負担をし、又は権利の放棄をしようとするときは、総会の議決を経なければならない。

第8章 定款の変更、解散及び合併

(定款の変更)

第48条 この会が定款を変更しようとするときは、総会に出席した正会員の4分の3以上の多数による議決を得なければならない。

(解散)

第49条 この会は、次に掲げる事由により解散する。

(1) 総会の決議

(2) 目的とする特定非営利活動に係る事業の成功の不能

(3) 正会員の欠亡

(4) 合併

(5) 破産

2 前項第1号の事由によりこの会が解散するときは、正会員総数の4分の3以上の承諾を得なければならない。

(残余財産の帰属)

第50条 この会が解散(合併又は破産による解散を除く。)したときに残存する財産は、総会において正会員総数4分の3以上の議決によって選定した者に譲渡するものとする。

(合併)

第51条 この会が合併しようとするときは、総会において正会員総数の4分の3以上の議決を得なければならない。

第9章 雑則

(細則)

第52条 この定款の施行について必要な細則は、役員会の議決を経て、会長がこれを定める。

附 則

1 この定款は、この会の成立の日から施行する。

2 この会の設立当初の役員は、次に掲げる者とする。

会長

副会長

会計

3 この会の設立当初の役員の任期は、第16条第1項の規定にかかわらず、成立の日から最初の通常総会開催日までとする。

4 この会の設立当初の事業計画及び収支予算は、第41条の規定にかかわらず、設立総会の定めるところによるものとする。

5 この会の設立当初の事業年度は、第46条の規定にかかわらず、成立の日から平成31年3月31日までとする。

6 この会の会員の入会金及び会費は、第8条の規定にかかわらず、次に掲げる額とする。

(1) 正会員

入会金 個人 1,000 円 団体 5,000 円

年会費 個人 1,000 円 団体 5,000 円

(2) 賛助会員

入会金 500 円

年会費 一口 1,000 円